

宮城海区漁場計画  
定置漁業権

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 1 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.14′、東経141° 38.68′ の点 イ 北緯38° 58.17′、東経141° 38.99′ の点 ウ 北緯38° 57.91′、東経141° 39.02′ の点 エ 北緯38° 57.98′、東経141° 38.69′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 2 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.08′、東経141° 38.15′ の点 イ 北緯38° 58.14′、東経141° 38.68′ の点 ウ 北緯38° 57.98′、東経141° 38.69′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 3 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.50′、東経141° 39.11′ の点 イ 北緯38° 57.62′、東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.68′、東経141° 39.41′ の点 エ 北緯38° 57.46′、東経141° 39.47′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 4 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.55′、東経141° 38.69′ の点 イ 北緯38° 57.62′、東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.50′、東経141° 39.11′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 5 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.74′、東経141° 39.68′ の点 イ 北緯38° 56.42′、東経141° 39.68′ の点 ウ 北緯38° 56.45′、東経141° 39.37′ の点 エ 北緯38° 56.64′、東経141° 39.36′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 6 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.50′、東経141° 38.87′ の点 イ 北緯38° 56.64′、東経141° 39.36′ の点 ウ 北緯38° 56.45′、東経141° 39.37′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 7 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.76′、東経141° 39.39′ の点 イ 北緯38° 51.50′、東経141° 39.33′ の点 ウ 北緯38° 51.65′、東経141° 39.10′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 8 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市大島 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.74′、東経141° 38.47′ の点 イ 北緯38° 51.90′、東経141° 38.64′ の点 ウ 北緯38° 51.75′、東経141° 38.71′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 9 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.63′、東経141° 35.77′ の点 イ 北緯38° 48.14′、東経141° 36.84′ の点 ウ 北緯38° 47.63′、東経141° 36.45′ の点 エ 北緯38° 48.16′、東経141° 35.37′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 10 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.14′、東経141° 36.84′ の点 イ 北緯38° 47.82′、東経141° 37.52′ の点 ウ 北緯38° 47.32′、東経141° 37.12′ の点 エ 北緯38° 47.63′、東経141° 36.45′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 11 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.35′、東経141° 34.19′ の点 イ 北緯38° 47.86′、東経141° 34.91′ の点 ウ 北緯38° 47.66′、東経141° 34.69′ の点 エ 北緯38° 48.14′、東経141° 33.98′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 12 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 泊地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.75′、東経141° 33.22′ の点 イ 北緯38° 41.72′、東経141° 33.25′ の点 ウ 北緯38° 41.36′、東経141° 33.00′ の点 エ 北緯38° 41.48′、東経141° 32.77′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 13 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.69′、東経141° 32.15′ の点 イ 北緯38° 41.66′、東経141° 32.19′ の点 ウ 北緯38° 41.30′、東経141° 32.04′ の点 エ 北緯38° 41.33′、東経141° 31.81′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 14 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町志津川 野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 40.43′、東経141° 30.75′ の点 イ 北緯38° 40.15′、東経141° 31.34′ の点 ウ 北緯38° 40.04′、東経141° 31.09′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 15 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町戸倉 椿島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.14′、東経141° 29.56′ の点 イ 北緯38° 39.40′、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 39.34′、東経141° 29.76′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 16 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町戸倉 ウノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.63′、東経141° 30.31′ の点 イ 北緯38° 39.13′、東経141° 30.41′ の点 ウ 北緯38° 39.16′、東経141° 30.62′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 17 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町戸倉 津根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.64′、東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 39.07′、東経141° 30.91′ の点 ウ 北緯38° 39.02′、東経141° 31.14′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 18 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振八景島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.17'、東経141° 30.76' の点 イ 北緯38° 33.26'、東経141° 30.42' の点 ウ 北緯38° 33.35'、東経141° 30.48' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 19 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振ハテ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.61'、東経141° 30.89' の点 イ 北緯38° 33.62'、東経141° 30.76' の点 ウ 北緯38° 33.68'、東経141° 30.79' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 20 号	定置漁業	定置漁業	3月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎鈴の崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.16'、東経141° 28.85' の点 イ 北緯38° 25.97'、東経141° 28.85' の点 ウ 北緯38° 25.98'、東経141° 28.77' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 21 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.14'、東経141° 28.51' の点 イ 北緯38° 25.14'、東経141° 28.85' の点 ウ 北緯38° 25.04'、東経141° 28.83' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	新規	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 22 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島恋島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.54'、東経141° 35.43' の点 イ 北緯38° 22.98'、東経141° 35.43' の点 ウ 北緯38° 22.98'、東経141° 34.88' の点 エ 北緯38° 23.41'、東経141° 35.11' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 23 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.36'、東経141° 35.56' の点 イ 北緯38° 24.82'、東経141° 35.81' の点 ウ 北緯38° 24.63'、東経141° 36.43' の点 エ 北緯38° 24.05'、東経141° 35.64' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 24 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山仁王 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.72'、東経141° 33.82' の点 イ 北緯38° 18.64'、東経141° 33.56' の点 ウ 北緯38° 19.05'、東経141° 33.50' の点 エ 北緯38° 19.15'、東経141° 34.01' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 25 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山砂浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.11'、東経141° 33.50' の点 イ 北緯38° 16.32'、東経141° 33.08' の点 ウ 北緯38° 16.80'、東経141° 33.59' の点 エ 北緯38° 16.73'、東経141° 33.73' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 26 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山垂水 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.35'、東経141° 34.99' の点 イ 北緯38° 17.35'、東経141° 35.76' の点 ウ 北緯38° 16.92'、東経141° 35.67' の点 エ 北緯38° 17.13'、東経141° 34.97' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 27 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山鉞形 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.33′、東経141° 34.75′ の点 イ 北緯38° 18.45′、東経141° 34.51′ の点 ウ 北緯38° 18.96′、東経141° 34.91′ の点 エ 北緯38° 18.58′、東経141° 35.52′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 28 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山白小浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.11′、東経141° 33.33′ の点 イ 北緯38° 16.76′、東経141° 33.06′ の点 ウ 北緯38° 16.93′、東経141° 32.84′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 29 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山内高石 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.62′、東経141° 33.88′ の点 イ 北緯38° 16.14′、東経141° 33.88′ の点 ウ 北緯38° 16.20′、東経141° 33.59′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 30 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 14.83′、東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 14.76′、東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 13.79′、東経141° 29.12′ の点 エ 北緯38° 14.00′、東経141° 28.63′ の点	ア、イ、ウ、エの点に宮城県漁業 調整規則第59条による標識を設 置す ること。 (光達距離4キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 31 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 杉の浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.44′、東経141° 28.11′ の点 イ 北緯38° 15.31′、東経141° 28.33′ の点 ウ 北緯38° 14.61′、東経141° 28.05′ の点 エ 北緯38° 14.80′、東経141° 27.63′ の点	ウ及びエの点に宮城県漁業調整 規則第59条による標識を設置す ること。 (光達距離4キロメートル以上)	—	新規	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 32 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 網地浜栗ヶ崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.93′、東経141° 27.12′ の点 イ 北緯38° 15.77′、東経141° 27.31′ の点 ウ 北緯38° 15.12′、東経141° 26.89′ の点 エ 北緯38° 15.36′、東経141° 26.52′ の点	ウ及びエの点に宮城県漁業調整 規則第59条による標識を設置す ること。 (光達距離4キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 33 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 松石地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′、東経141° 24.40′ の点 イ 北緯38° 17.34′、東経141° 24.30′ の点 ウ 北緯38° 17.23′、東経141° 23.50′ の点 エ 北緯38° 17.55′、東経141° 23.55′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 34 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 竜神崎地先 (三石)	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′、東経141° 24.31′ の点 イ 北緯38° 16.96′、東経141° 24.43′ の点 ウ 北緯38° 16.45′、東経141° 23.74′ の点 エ 北緯38° 16.82′、東経141° 23.56′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで